

お米は自由に売買することはできません。

一、各市町村内で生産されたお米は、農林水産大臣の指定を受けた農協等の集荷業者以外に売り渡すことはできません。自家保有米に余裕のある生産者は市役所または農協か食糧事務所申し出てくださいます。売渡しについてのご相談には何時でも応じます。

二、お米の購入は知事の許可を受けた看板のある小売店か

高齢者の

職業相談

について

高齢者にとって、仕事を通じた社会への参加は、心身の健康にもつながり、その生きがいを支える最も重要なことでもあります。

就職を希望される方、生活相談等を受けたい方など、気軽にご利用下さい。

主に取扱っている職種は、軽作業・雑役・家事手伝い、留守番、店番、倉庫番、各種技能職、宿直、守衛、警備、営業、外務、その他であります。賃金は、日給者の場合、四、〇〇〇円～五、〇〇〇円、時間給の場合は、四五〇円～五〇

ら購入しましょう。この看板のない店で販売しているお米は不正規米ですので購入しないで下さい。

◎お米の消費拡大に協力しましょう。

一、国は県、市町村に対し予算を講じお米の消費拡大、学校給食の拡大等を進めています。二、最近米を中心とした日本型食生活が健康上から見直されております。

三、お米は日本の気候、風土にも適した作物です。米飯を

○円が平均給与額となっております。毎週月曜日及び祝日を除き、相談に応じております。

都留高齢者無料職業紹介所
都留市文化会館一階事務室内
☎(43)7220

青色申告のすすめ

青色申告とは、毎日の取引を正しく帳簿に記帳し、その帳簿に基づき自主的に申告と納税を行うもので、節税と経営の合理化に役立ちます。また、白色申告者について、記帳・記録保存制度など新しい制度が設けられ、該当

主体として栄養のバランスを図りましょう。

お米に関する相談は市役所食糧事務所都留支所に連絡下さい。

山梨食糧事務所都留支所

☎(43)1441



お米はこの看板が出ているお店でお求め下さい。

身体障害者

巡回相談

県身体障害者更生相談所では、からだの不自由な方々のために専門職員による巡回相談を行います。満十八歳以上で身体に障害のある方はご利用下さい。なお身体障害者手帳を持っている人は必ず持参して下さい。相談は無料で秘密は厳守されます。

○日時及び場所
10月17日(木)
午前10時～午後3時
文化会館 三階研修室

○相談員

整形外科医、身体障害者福祉司、心理判定員、公共職業安定所就職担当官、その他の専門職員

○相談内容

医学的な判定と指導、補装具(義肢装具、車いす、補聴器、その他)の交付や修理、身体障害者手帳の等級

の該否及び福祉手当について

就職及び職業適性(職業安定所職員による求人求職状況等に関する指導と斡施)結婚、その他一般生活について

○問合先

市福祉事務所 厚生係
☎(43)1111 内線277

教育懇談会開催について

一、名称 昭和六十年都留市教育懇談会。

二、目的 二十一世紀の都留市を担うにふさわしい教育の推進。

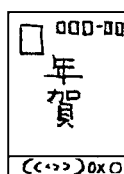
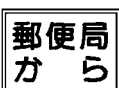
三、参加者 教育関係者及び教育に深い関心のある方。

四、形式 都留市教育委員会を中心に提起された諸問題に対し懇談する。

五、主管 市教育委員会
☎(43)1111

内線・212・215

日	時	地区	会場
十月四日(金)	十九時～二十一時	下谷・中谷	文化会館小ホール
十月五日(土)	"	上谷	"
十月七日(月)	"	東桂	東桂環境改善センター
十月八日(火)	"	宝	宝公民館
十月九日(水)	"	禾生	禾生農協会議室
十月十一日(金)	"	盛里	盛里公民館
十月十二日(土)	"	三吉・開地	都留一中会議室



昭和六十一年用お年玉つき年賀はがき(40円・45円寄附金つき)は、十一月五日(火)から発売されます。